

# 役員等報酬規程

社会福祉法人 正寿会

## 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人 正寿会（以下「本法人」という）の定款第9条及び第23条に基づき、常勤役員（日々の勤務表を明確にし、職員に準じて勤務する役員及び最低でも1週間に3日以上勤務する役員）及び非常勤役員（本法人の役員会等必要な業務に日単位で職務に参加する役員）並びに評議員（以下「役員等」という）の報酬の支給について定めることを目的とする。

(役員報酬の意義)

第2条 この規程における役員報酬は、本法人が役員等に対し、役員としての職務執行の対価として支払うものをいう。

(報酬額の決定と報酬の種類)

第3条 役員等には、勤務形態に応じて、次の通り報酬等を支給する。

- (1) 常勤役員等については、報酬及び賞与を支給する。
- (2) 非常勤役員等については、報酬を支給しないこととし、法人業務を行う場合に費用を弁償する。但し、交通費の実費が次の費用弁償額を超える場合は、旅費規程に基づき、その実費相当額を別途支払うことができる。

費用弁償額

理事会及び評議員会等に参加した場合	6,000 円
監事が監査を実施した場合	6,000 円

(常勤役員等の報酬等額)

第4条 常勤役員等の報酬額は下記の範囲内で支給する。

(1) 常勤役員等の報酬額

	月額報酬 (年 12 回)	特別手当 (年 2 回)
1	$600,000 \times 12 = 7,200,000$	1 回当たり月額報酬 $\times$ 2 ヶ月分を上限とする。
2	$650,000 \times 12 = 7,800,000$	1 回当たり月額報酬 $\times$ 2 ヶ月分を上限とする。
3	$700,000 \times 12 = 8,400,000$	1 回当たり月額報酬 $\times$ 2 ヶ月分を上限とする。
4	$750,000 \times 12 = 9,000,000$	1 回当たり月額報酬 $\times$ 2 ヶ月分を上限とする。
5	$800,000 \times 12 = 9,600,000$	1 回当たり月額報酬 $\times$ 2 ヶ月分を上限とする。
6	$850,000 \times 12 = 10,200,000$	1 回当たり月額報酬 $\times$ 2 ヶ月分を上限とする。
7	$900,000 \times 12 = 10,800,000$	1 回当たり月額報酬 $\times$ 2 ヶ月分を上限とする。

8	$950,000 \times 12 = 11,400,000$	1 回当たり月額報酬×2 ヶ月分を上限とする。
9	$1,000,000 \times 12 = 12,000,000$	1 回当たり月額報酬×2 ヶ月分を上限とする。
10	$1,100,000 \times 12 = 13,200,000$	1 回当たり月額報酬×2 ヶ月分を上限とする。
11	$1,200,000 \times 12 = 14,400,000$	1 回当たり月額報酬×2 ヶ月分を上限とする。
12	$1,300,000 \times 12 = 15,600,000$	1 回当たり月額報酬×2 ヶ月分を上限とする。
13	$1,400,000 \times 12 = 16,800,000$	1 回当たり月額報酬×2 ヶ月分を上限とする。
14	$1,500,000 \times 12 = 18,000,000$	1 回当たり月額報酬×2 ヶ月分を上限とする。
15	$1,600,000 \times 12 = 19,200,000$	1 回当たり月額報酬×2 ヶ月分を上限とする。

(2) 通勤手当は特に支給しない。

(職員が役員の場合の報酬)

第 5 条 職員が兼務役員の場合は、基本的には職員俸給をもって支給する。なお、職員の職務と明確に区分できる役員の職務については非常勤役員の報酬額を別に支給するが、区分が不明確のときは職員俸給をもって支給する。

(役員報酬の支給と控除)

第 6 条 常勤の役員報酬は職員俸給の支給日に支給する。締切日 20 日・支給日翌月初日（但し、金融機関休業の日はその翌日）。

2 所得税、社会保険料等及び、控除することについて本人から申出のあった立替金・積立金・貸付金等は毎月の役員報酬より控除する。

(日割計算)

第 7 条 常勤役員が、月の途中で報酬対象となったとき、役員を退任したとき、あるいは死亡したときは、役員報酬は日割計算で行うものとする。

2 前項に規定する常勤役員の 1 日あたりの報酬額は、月額報酬を所定労働日数で除した額とする。

(公表)

第 8 条 本法人は、この規定をもって、社会福祉法第五十九条の二第一項二号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第 9 条 この規定の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第 10 条 この規程に定めるものの他、必要な事項は理事長が別に定める。

〈附 則〉

この規程は平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は平成 23 年 7 月 1 日から施行する。

この規程は平成 25 年 1 月 1 日から施行する。

この規程は平成 29 年 6 月 16 日（平成 29 年度に開催される定時評議員会の日）から施行する。

この規程は平成 30 年 4 月 1 日から施行する。